

報告事項 3

EUDR の改正について

EUDR の改正について、欧州議会及び欧州理事会で正式承認を受け、12 月 23 日付で官報に掲載

改正内容の概要は以下の通りです。

- ・すべての事業者の申請期限 2026.12.30(中小規模事業者については2027.6.30)まで延長。
- ・DD ステートメントを提出する義務と責任は、関連製品を最初に市場に出荷する事業者のみ。
- ・参照番号の収集、保持の責任は、サプライチェーン上の最初の下流事業者のみ。
- ・中小零細事業者は、簡易申告を1度だけ提出し申告番号を受け取る。
- ・特定の印刷物(書籍、新聞、印刷写真など)は規制の対象外(EU 製品分類法 49 章)。
- ・欧州委員会は、簡素化に関するレビューを実施し、2026 年 4 月 30 日までに報告書を提出。

PEFC は本改正の影響を評価し、今後の対応(特に最も影響を受けるであろう PEFC DDS 規格の修正)を検討することとしている。

SGEC としては、PEFC の検討状況を踏まえ、必要があれば、SGEC 規準文書 4-1を修正し、改めて相互承認申請を行う。